

## 給付請求に関する資料送付について（通常・退職者グループ用）

風水害の被害に関する給付請求には、つぎの必要書類が必要となります。書類がそろいましたら、国公共済会事務局（〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14-4 階）へ直接ご郵送ください。

記

必要書類の  
ダウンロードは  
こちらをクリック

### 1 住宅災害状況報告書

被災箇所について状況を詳しく記入してください。被災から 30 日以内に提出いただく書類です。他の書類がそろわないときは先にご提出ください（FAX 可 03-3580-2885）。

原本は、余白に「〇月〇日 FAX 済み」と記入し、他の書類と一緒にご提出ください。

### 2 罹災証明書のコピー

関係官署発行（風水害の場合、自治体で発行）の証明が必要です。罹災証明書の発行については、各自治体へお問い合わせください。

万が一、自治体で取得できない場合は、「第三者による罹災現認書」をご使用ください。その際には、必ず自治体でとれなかった理由を第三者による罹災現認書に記載してください。

※工事担当者やご家族は第三者にあたりませんので、ご注意ください。

### 3 セット・火災共済 給付請求書

太枠部分に記入・押印してください。

### 4 修理の見積明細書、被害が軽微な時は領収明細書でも可【コピー可】

### 5 被災状況のわかる写真

ご自身で撮れない屋根などは、修理業者の方に修理前に撮ってもらってください。被災した家や車庫、外壁等の全景がわかる写真もお願いします。

写真の裏に番号をふり、写真を撮った場所を 6 の間取図に同じ番号を記入してください。

### 6 被災の大きさを明記した間取図（寸法付き）

被災箇所の大きさ・長さ等を、図面に「m、cm等単位付き」で記してください。また、被災箇所を斜線等でしるしをつけ、どのような損害か記載してください。

※ 「台風で屋根に被害がありブルーシートを張っておいたが、修理をする前に大雨が降って部屋が水浸しになってしまった」という問い合わせがありますが、この場合には、大雨による被害は台風と同一の被害に含めて給付します。

※ 書類審査の途中、必要に応じて上記以外の書類の提出等を依頼することがあります。

※ 自治体発行の罹災証明書の損害区分と国公共済会の火災共済の損害区分は基準が異なる（※下表を参照）ので注意が必要です。国公共済会では、建物に 70%以上の損害がある場合に「全壊・流出」、20%以上の損害がある場合に「半壊」と認定しています。建物の被害が国公共済会の基準に照らして「全壊・流出」「半壊」の可能性がある場合には、国公共済会に事前に連絡をしてください。被害の状況によっては査定員を派遣し現地査定をすることもあります。

●国公共済会の火災共済（風水害等）の損害区分

給付区分	建物の損害割合		1口あたりの共済金	最高限度額
全壊・流出	建物再調達価額の70%以上		30,000円	300万円(150万円)
半壊	建物再調達価額の20%以上		15,000円	150万円(75万円)
一部壊	損害額100万円以上		4,000円	40万円(20万円)
	損害額50万円～100万円未満		2,000円	20万円(10万円)
	損害額20万円～50万円未満		1,000円	10万円(5万円)
	損害額10万円～20万円未満		500円	5万円(2.5万円)
床上浸水	全床面の 50%以上の浸水	床面150cm以上	15,000円	150万円(75万円)
		100～150cm未満	10,000円	100万円(50万円)
		70～100cm未満	7,000円	70万円(35万円)
		40～70cm未満	5,000円	50万円(25万円)
		40cm未満	3,000円	30万円(15万円)
	全床面の 50%未満の浸水	100cm以上	3,000円	30万円(15万円)
		100cm未満	1,000円	10万円(5万円)

※自治体発行の罹災証明書の損害区分と風水害等共済金の給付区分は異なります。

※一部壊とは、建物の損害割合が建物再調達価額の20%に満たない10万円をこえる損害をいいます。

※給付区分を決定する建物の損害割合は、再調達価額（建物の居住面積から計算した加入限度額）に対する損害割合（査定金額）で求めます。

※床下浸水のみの方は給付対象外です。

※建物の損害に応じて給付します。家財の損害は計算されません。

※家財だけに加入している場合は、家財を収納している建物の損害に応じて給付します。

※給付の最高限度は100口分です。100口以上の契約も100口として計算します。建物または家財だけ加入の場合は50口として計算します。借家で建物契約があっても家財のみ加入として扱います。最高限度額の（ ）内の金額は建物または家財のみの加入の場合です。

※共済金のほかに臨時費用（共済金の15%）を給付します。

※5千円以上10万円未満の建物の損害は風水害見舞金（損害に応じて定額で1万円から1千円を給付）の給付対象となります。

建物の損害額	見舞金額	建物の損害額	見舞金額
5万円以上10万円未満	10,000円	2万円以上3万円未満	3,000円
4万円以上5万円未満	5,000円	1万円以上2万円未満	2,000円
3万円以上4万円未満	4,000円	5千円以上1万円未満	1,000円

●自治体発行の罹災証明書の損害区分（水害）

判定項目	損害区分	判定基準
①外観による判定	全壊	一見して住家全部が倒壊している場合または住家の一部の階が全部倒壊している場合
②傾斜による判定	全壊	(木造・プレハブ) 傾斜が1/20以上の場合
		(非木造) 傾斜が1/30以上の場合
③浸水深による判定	全壊	(木造・プレハブ) 一番浅い部分が1階天井まで達したもの
	大規模半壊	(木造・プレハブ) 床上1mまで達したもの
	半壊	床上まで達したもの
	半壊にいたらない	床上まで達していないもの
④部位による判定	全壊	住家の損害割合が50%以上の場合
	大規模半壊	住家の損害割合が40%以上50%未満の場合
	半壊	住家の損害割合が20%以上40%未満の場合
	半壊にいたらない	住家の損害割合が20%未満の場合

※内閣府ホームページより抜粋。詳細は内閣府ホームページをご覧ください。

## 風水害の給付基準について

国公共済会の火災共済の「風水害等」に対する給付基準については、2ページ上の表のとおりとなります。「火災等」とは異なり、損害額全額が給付金額にはならないので、ご注意ください。

### 【実際の給付例】建物 200 口、家財 100 口に加算の場合

(例1) 台風によって屋根瓦が吹き飛び修理の見積りを依頼したら、60 万円の見積りが出たので国公共済会に請求した。国公共済会は書類を元に審査をし、見積額の 60 万円を損害額として認定した。

この場合の給付額はつぎのとおりとなります。

$$2,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 口} = 200,000 \text{ 円 (給付額)} \dots \textcircled{1}$$

$$200,000 \text{ 円} \times 15\% = 30,000 \text{ 円 (臨時費用)} \dots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 230,000 \text{ 円 (実際の給付額)}$$

(例2) 台風によって堤防が決壊し、母屋が流されてしまった。(全壊・流出で給付)

この場合の給付額はつぎのとおりとなります。

$$30,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 口} = 3,000,000 \text{ 円 (給付額)} \dots \textcircled{1}$$

$$3,000,000 \text{ 円} \times 15\% = 750,000 \text{ 円 (臨時費用)} \dots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 3,750,000 \text{ 円 (実際の給付額)}$$

以 上